

修理費用
担保特約
付き

家賃補償保険

大家の味方

大家様に安心を

賃貸経営に
おける
「心配事」は、
何ですか？

火事が発生して **家賃収入** が途絶えた…

お家賃の補償

入居者が死亡して **戸室修繕** が必要に…

入居者死亡時の戸室修理費用の補償

万一のリスクを補償し、賃貸住宅経営を、力強くサポートします！

お家賃の補償 — 普通保険 —

次の事故により賃貸住宅が損害を受け、その復旧期間中(※)の家賃収入に損失が生じた場合に、**最大6ヶ月分**のお家賃を補償します。

※ 事故日(事故発生日、死亡事故の場合は発見日)からリフォーム完了日まで。

お部屋で居住者が亡くなったとき

▶ 病気死亡 ▶ 不慮の事故 ▶ 自殺 ▶ 殺人事件 ▶ その他

上記全てが対象です!!



火災



水災



落雷

漏水などによる水濡れ

破裂・爆発

風災・ひょう災・雪災

落下・飛来・衝突・倒壊

騒じょう

入居者死亡時の戸室修理費用の補償 — 修理費用担保特約 —

修理費用保険金

お部屋の中で居住者が亡くなったことでお部屋に損害が発生した場合に、被保険者が負担した修理費用を1回の事故につき

300万円まで補償します。(ただし、敷金等による充当・補てんがされた金額は、これを差し引いて支払います。)



臨時費用保険金

修理費用保険金が支払われる場合において、修理費用以外に臨時に発生する費用に対し、以下の通り保険金をお支払いします。

- 死亡原因が犯罪被害である場合
…… 1回の事故につき **50万円**
- 上記以外の場合
…… 1回の事故につき **20万円**

ご契約のスケジュール

- 補償開始は、**申込日の翌々月1日から**となります。
- 保険期間は、1年間または2年間です。

【例：4月20日にお申込みいただいた場合】



保険金お支払い例

こんなとき…

60代男性がC型肝炎による大量吐血により室内で孤独死し、死後約1ヶ月経過後に発見。

残存物の撤去、特殊清掃・消臭、床・壁の張り替え等、**戸室修繕の完了までに160日間**を要し、その間の家賃収入が途絶えた。

また、**修繕費用として120万円**掛かった。

事故戸室の月額家賃 **¥65,000**

復旧期間 **160日(5ヶ月と7日)**

補償対象期間 **6ヶ月** ※月単位に切り上げ

家賃補償

支払金額

¥65,000 × 6ヶ月 = **¥390,000**

修理費用補償

支払金額

修繕費用保険金 = **¥1,200,000**

臨時費用保険金 = **¥200,000**

合計支払金額

= **¥1,790,000**

年間保険料

お客様の「月額家賃の1棟合計額」と「1棟の戸室数」をあてはめて、保険料の手頃さをお確かめください。

A

お家賃の補償

月額家賃の
1棟合計額

【 】万円

× 1.22% (※)

= 円

※約定復旧期間が
6ヶ月の場合

こちらの保険料は概算の保険料となります。正確な保険料は代理店にご確認ください。

B

入居者死亡時の修理費用の補償

1棟の戸室数

【 】室

× 2,570円

= 円

- 本保険は、原則として**1棟単位**でのご契約となります。(ご契約の際は、棟ごとに「物件明細書」および「保険契約申込書」をご提出いただきます。)区分所有の場合は、所有区分単位でご加入いただけます。
- 本保険は、賃貸住宅を所有されている方のための保険です。商用テナント物件は対象となりませんので、ご注意ください。

年間保険料

A + B =

円

例えば…

1棟3室

月額家賃合計=20万円

修理特約付き

の場合

家賃補償

1号室
2号室
3号室

戸室家賃:65,000円
戸室家賃:65,000円
戸室家賃:70,000円

保
険
料

月額家賃の1棟合計額
【20】万円

×
1.22%

2,440円

修理費用補償

1室あたりの
修理費用補償保険料
=2,570円

1棟の戸室数
【3】室

×
2,570円

7,710円

※建物の構造による保険料の違いはありません。

※2年契約の保険料は、
《年間保険料×2》となります。

1棟3室全体の
年間保険料
10,150円

1室あたり
約**3,383円**

ご契約いただく補償の内容

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、家賃補償保険普通保険約款および特約条項をご参照ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合	
普通 保 険 約 款	損害 保 険 金	<p>次の①～⑨の事故により保険の対象が損害を受けた結果、当該住宅の復旧期間中に家賃収入の減少が生じた場合</p> <p>① 火災 ② 落雷 ③ 破裂・爆発 ④ 風災・ひょう災・雪災 ⑤ 水災 ⑥ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う水濡れ ⑦ 建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 ⑧ 騒じょう ⑨ 保険の対象における居住者の死亡</p>	<p>(1) この保険によりお支払いする保険金の額は、復旧を要する建物または戸室の約定家賃額(損害が生じたときの賃貸料が約定家賃額を下回っている場合には、当該賃貸料)に復旧期間を乗じて算出します。ただし、復旧期間は約定復旧期間を限度とします。</p> <p>(2) 保険金額が保険価額と同額であるときまたはこれを超えるときは、当会社は、保険価額を限度とし、家賃について復旧期間内に生じた損失の額を保険金として、支払います。</p> <p>(3) 保険金額が保険価額よりも低いときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{家賃について復旧期間内に生じた損失の額} \times \frac{\text{保険契約証記載の保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{保険金の額}$ </div> <p>(4) 保険金額を全額支払った場合においても、保険金額は減額しません。</p>	<p>次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>(1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (4) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故 (5) 保険期間が始まった後でも、保険料領取前に生じた事故による損害 (6) 保険契約者または被保険者が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触</p>
	修理 費 用 担 保 特 約	<p>修理費用保険金 保険の対象の戸室内において居住者が死亡し、これにより保険の対象に損害が生じた場合において、被保険者が自己の費用で現実これを修理したとき</p> <p>臨時費用保険金 修理費用保険金が支払われる場合</p>	<p>被保険者が負担した、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用の額(敷金等による充当・補てんがされた金額は差し引きます。)ただし、1事故につき保険金額を限度とします。</p> <p>・死亡原因が犯罪被害である場合… 50万円 ・上記以外の場合…………… 20万円</p>	<p>次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害保険金の「保険金をお支払いできない主な場合」の(1)～(5)に掲げる事由 ・事故発生時において賃貸借契約が締結されていない戸室で発生した事故 <p>次の費用は、本特約による保険金の支払対象である修理費用に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡事故発見時から6ヶ月を超えた後に被保険者が負担した費用 ・自然損耗または性質によるさび、カビまたは変質・瑕疵による損害等、本特約の保険金支払事由以外を原因とする損害の修理に要する費用

ご契約にあたっての注意事項

▶ クーリングオフについて

申込日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約の申込みの撤回または解除(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフの手続きは取扱代理店では受けることができませんので、上記期間内(8日以内の消印有効)に必要な事項を記載のうえ、弊社本社宛に必ず郵便にてご連絡ください。

▶ 保険金の削減払について

弊社は、想定外の災害が発生し、その災害によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、弊社の定めるところにより、保険金を削減してお支払いすることがあります。

▶ 保険契約継続時の保険料の増額または保険金額の減額等について

- ・弊社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、弊社の定めるところにより、保険契約の継続時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ・保険金支払状況等によりこの保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

▶ 経営破綻した場合の取扱について

弊社が経営破綻した場合でも損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

▶ 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額等について

弊社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、弊社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

▶ 事故が起こった時の手続について

- ・この保険で補償される事故が発生したときは、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- ・保険金を請求する権利には3年の時効がありますのでご注意ください。

指定紛争解決機関(ADR機関)について

弊社は、お客様からお申し出いただいた相談・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。当機関は、お客さまからのご相談および苦情を受け付け、お客様と弊社との間で生じた紛争を公正かつ中立的な立場から解決支援する機関です。

一般社団法人日本少額短期保険協会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2F Tel 0120-82-1144 Fax 03-3297-0755
「少額短期ほけん相談室」 受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00 受付日：月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

【引受会社】

【取扱代理店】



〒102-0073
東京都千代田区九段北3丁目2番5号
九段北325ビル2階
TEL：03-3265-9290
http://www.associa-insurance.com